

グループホーム 丸 心 運営規程

（目的）

第1条 この規程は、有限会社丸心（以下「事業者」という。）が運営する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護 グループホーム丸心（以下「事業所」という。）の事業運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（事業の目的）

第2条 本事業は、要介護又は要支援2で認知症の状態にある者（認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下「要介護者等」という。）に対し、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。また、併せて指定介護予防認知症対応共同生活介護事業は、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（運営の方針）

第3条 事業所において提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行う。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

| | |
|-------|-------------------|
| 名 称 | グループホーム 丸 心 |
| 所 在 地 | 札幌市北区屯田6条6丁目4番45号 |

（従業者の職種・員数及び職務内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

ユニット名 丸心

①管理者 1名（常勤・計画作成者、介護従業者兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行なう。

②計画作成担当者 1名（常勤・管理者、介護従業者兼務）

計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成する。

③介護従業者 8名以上

（常勤5名以上）

介護従業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

④看護職員 1名（常勤・兼務）

看護職員は利用者の健康管理を行ない、提携医師との連携調整、緊急時の対応をする。

ユニット名 丸花

①管理者 1名（常勤・計画作成者、介護従業者兼務）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行なう。

②計画作成担当者 1名（常勤・管理者、介護従業者兼務）

計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた介護計画を作成する。

③介護従業者 8名以上

（常勤5名以上）

介護従業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

④看護職員 1名（非常勤・兼務）

看護職員は利用者の健康管理を行ない、提携医師との連携調整、緊急時の対応をする。

（利用定員）

第6条 共同生活住居数及び利用定員は2ユニット18名とし、その内訳は次のとおりとする。

（1）ユニット 丸心 9名

（2）ユニット 丸花 9名

（介護の内容）

第7条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- （1）利用者の心身の状況に応じた食事、排泄、入浴、着替え等の日常生活上の介助・支援
- （2）利用者への食事の提供その他家事等の世話（利用者と一緒に行うように努めるものとする）
- （3）利用者への入浴の提供
- （4）利用者又は家族に対する相談、助言等の援助
- （5）利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- （6）利用者の日常生活の中での機能訓練
- （7）利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等の代行
- （8）利用者の日常的な健康管理
- （9）その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他費用の額)

第8条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護負担割に応じその1割または2割または3割の額とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者及びその家族にあらかじめ文書で説明し同意を得たうえで次の費用の支払を受けることができる。

(1) 敷 金 1カ月分（各室月額家賃）

| (2) 家 賃 | 丸 心 | 丸 花 |
|--------------|---------|---------------------|
| 1 0 1号（5.5畳） | 45,000円 | 2 0 1号（5.5畳）45,000円 |
| 1 0 2号（6.0畳） | 55,000円 | 2 0 2号（6.0畳）55,000円 |
| 1 0 3号（6.0畳） | 55,000円 | 2 0 3号（6.0畳）55,000円 |
| 1 0 5号（6.0畳） | 55,000円 | 2 0 5号（6.0畳）55,000円 |
| 1 0 6号（6.0畳） | 55,000円 | 2 0 6号（6.0畳）55,000円 |
| 1 0 7号（6.0畳） | 55,000円 | 2 0 7号（6.0畳）55,000円 |
| 1 0 8号（6.0畳） | 55,000円 | 2 0 8号（6.0畳）55,000円 |
| 1 1 0号（6.0畳） | 55,000円 | 2 1 0号（6.0畳）55,000円 |
| 1 1 1号（6.0畳） | 55,000円 | 2 1 1号（6.0畳）55,000円 |

※ 生活保護受給者の場合 月額 36,000円

(3) 食材費 月額 36,000円

(4) 光熱水費 月額 20,000円

(5) 暖房費 月額 7,000円（10月～4月）

(6) その他の費用 その他当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては実費とする。

- 3 月の途中における入居又は退去については日割り計算とする。

- 4 利用料その他費用の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき現金、又は銀行口座振込によって指定期日までに受け取るものとし、支払いを受けた際は、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。

(介護計画の作成)

第9条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に介護計画を作成する。

- 2 介護計画の作成又は変更の際は、利用者及びその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。また、介護計画を作成又は変更した際には、これを利用者及びその家族に交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その実施状況等についての把握及び評価を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

（短期利用共同生活介護）

第10条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という）を提供する。但し、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に利用することを必要と認めた場合などの一定の条件下において、定員を超えて受入ができる。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者および家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については、入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。
- 6 利用者の状況や家族等の事情により緊急に利用が必要であり、当該利用者や他の利用者の処遇に支障が無い場合であって、個室において受け入れが可能な場合、事業所あたり1名までを7日間（やむを得ない事情がある場合さらに7日間）を限度に定員を超えて受け入れることができる。

（入退居に当たっての留意事項）

第11条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者等であり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - (2) 認知症の原因となる疾患が急性の状態でないこと。
 - (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
 - 3 入居者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - ① 他の入居者の迷惑になるような自傷行為又は他傷行為等のないように留意すること。
 - ② 設備等について本来の用途に即して使用すること。
 - ③ 利用者は体調等異変があった時には速やかに管理者にその旨を伝えること。
 - ④ 利用者は事業所のサービスに異議がある場合には速やかに管理者に伝え相談すること。
 - 4 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と連携し、

介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

- 5 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

（緊急時等における対応方法）

- 第12条** 従業者は主治医または協力医療機関と24時間体制の連携を確保し、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供中に利用者の心身の状態に異変、その他緊急事態が生じた場合、適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

- 第13条** 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- 2 管理者は、防災管理者を選任する。
 - 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
 - 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、当該計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備などの非常災害への対策を講ずるとともに、毎月の避難訓練の他、年二回(春、秋)消防の実地指導のもと避難訓練及び救出その他必要な訓練を行う。火災以外の自然災害についても避難計画に基づき訓練を実施する。

（衛生管理）

- 第14条** 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように従業者に感染等に関する知識を習得させるなどの必要な措置を講ずるよう努める。
 - 3 事業所内感染防止対策委員会を置き、新型ウィルス、食中毒等の予防を啓発、感染時対応策を行政等の情報を把握の上、マニュアルを整備し蔓延防止に努める。

（協力医療機関等）

- 第15条** 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。

（秘密保持）

- 第16条** 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 3 サービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ文書により当該利用者及びその家族の同意を得る。

（苦情処理）

第17条 利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、苦情処理の体制及び手順等の明確化、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。

（事故発生時の対応）

第18条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村に報告する。

- 2 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
- 3 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。
- 4 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

（地域との連携等）

第19条 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員及び（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2カ月に1回 運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
- 3 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

（身体拘束・虐待防止指針）

第20条 身体拘束・虐待防止の指針を定め高齢者の安全、権利を尊重し尊厳ある生活をおくめるよう支援する。虐待発生防止に努める観点から、身体拘束適正化と一体的に「身体拘束適正化及び虐待防止委員会」二か月に一回開催。全職員への指導周知を図り虐待行為につながる不適切なケアを早期に発見し虐待を防止する。

虐待の防止

- 1 虐待の防止 高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為をいずれも行いません。

- 2 虐待の定義

- (1) 身体的虐待 利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴力行為を加え

ること。また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任 意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な対応、その他利用者に心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること、または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待 契約者の同意なしに金銭を使用する。または、契約者が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止委員会に関する事項 虐待防止委員会を二ヶ月に1回開催し、虐待行為の防止と早期発見、指導を行う。

4 虐待防止のための職員研修 職員に対する高齢者虐待防止のための研修を年二回以上行う。内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに本方針に基づき虐待防止を徹底します。

5 虐待またはその疑いが発生した場合の対応 速やかに市町村に報告するとともに、その要因除去に努める。客観的な事案確認の結果、虐待等が職員等のものによるものと判明した場合には職位の如何に問わず厳正に対処する。

6 虐待が発生した場合の相談、報告体制 職員は利用者、利用者家族、職員等からの虐待の通報があるときは、虐待防止委員会、事業所代表者へ報告し速やかな解決に繋げる。関係機関に報告し、必要に応じ関係者や地域住民に説明・報告を行う。

身体拘束適正化

1 身体拘束に対する考え方 身体拘束は人間の活動そのものを制限し、自由を抑制してしまいます。そして、何よりも拘束は、短期間でも大きな苦痛と著しい被害・ダメージをその方に与えてしまい、尊厳ある生活を阻むものです。当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束廃止に向けた意識を全職員が共有し身体拘束をしないケアを実践します。

2 緊急やむを得ない場合の例外三原則 利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行なうことがあります。

① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替する介護方法がないこと。

③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

上記3つの要件に照らし合わせながら最も良いケアの方法を常に検討していく姿勢を持ちます。

3 やむを得ず身体拘束を行なう場合 その方にとって何が良いか、拘束に代わる方法はないか、常に考え、相談し、色々な方法を検討していきます。本人や家族の思いを尊重

しながら最も良い方法を模索していきますが、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行なう場合は、身体拘束適正化委員会を中心に充分検討を行ない、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行なった場合は、その状況についての経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

4 日常ケアにおける留意事項 身体拘束を行なう必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある生活を支援します。
- ② 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げません。
- ③ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に添ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げる様な行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化検討委員会において検討します。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に順ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者が主体的な生活を送られるよう支援します。

5 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置 当施設では、身体拘束廃止に向けて、身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

① 設置目的

ア) 施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

イ) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

ウ) 身体拘束を実施した場合の解除の検討

エ) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

・管理職 ・ケアマネージャー ・看護師 ・介護職員

③ 委員会の開催 2ヶ月に1回開催します。（必要時は随時開催します）

（その他運営に関する重要事項）

第21条 従業者の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 自らその提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

- 5 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
- 6 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の会計とその他の事業の会計を区分する。
- 7 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 8 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社丸心が定めるものとする。

附 則

- この規定は平成18年 2月 2日から施行する。
- この規定は平成18年 4月 1日から施行する。
- この規定は平成19年 2月 1日から施行する。
- この規定は平成20年 4月 1日から施行する。
- この規定は平成21年 4月 1日から施行する。
- この規定は平成21年 10月 1日から施行する。
- この規定は平成21年 12月 8日から施行する。
- この規定は平成22年 4月 1日から施行する。
- この規定は平成23年10月 1日から施行する。
- この規定は平成24年 5月 20日から施行する。
- この規定は平成26年 5月 20日から施行する。
- この規定は平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は平成27年 5月 25日から施行する。
- この規程は平成29年11月 24日から施行する。
- この規程は平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は令和 元年11月 1日から施行する。
- この規程は令和 2年 7月 21日から施行する。
- この規定は令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規定は令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規定は令和 5年 4月 1日から施行する。
- この規定は令和 6年 4月 1日から施行する。